

【市民の皆様向け】

新型コロナウイルス感染症に関連する主な支援制度

交野市ホームページ（市民向け支援制度ページ）はこちらです→



（令和3年9月14日現在 交野市）

詳細は各ホームページをご確認ください。

区分	支援制度の名称	対象者及び支援内容	問い合わせ先
給付金・貸付金	【給付】 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）	【対象者】 次の(1)～(3)のいずれかに該当する方 (1)令和3年4月分の児童扶養手当が支給される方 (2)公的年金等を受給しており、令和3年4月分の児童扶養手当の支給が全額停止される方 (3)新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方 【支援内容】 児童1人当たり一律5万円 ※給付には要件があります。詳細につきましては、ホームページをご確認ください。	■交野市 子育て支援課 TEL：072-893-6406
	【給付】 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）	【対象者】 (1)令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の支給を受けており、令和3年度の住民税均等割非課税である方 (2)（1）以外で、対象児童（平成15年4月2日から令和4年2月28日生まれ、障がい児については20歳未満）の養育者で、以下のいずれかに該当する方 ア)令和3年度の住民税均等割非課税 イ)新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月1日以降の家計が急変し、令和3年度の住民税均等割が非課税である方と同様の事情にあると認められる方 ※（1）（2）いずれも、ひとり親世帯分の同給付金を受給した方を除く 【支援内容】 児童1人当たり一律5万円 ※給付には要件があります。詳細につきましては、ホームページをご確認ください。	■厚生労働省コールセンター TEL：0120-811-166 ■交野市 市民課 TEL：072-892-0121 ■交野市 子育て支援課 TEL：072-893-6406
	【給付】 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金	【対象者】 新型コロナウイルス感染症の影響により休業させられた労働者のうち、事業主から休業手当を受け取っていない方（パート・アルバイト含む） 【支援内容】 休業前の賃金日額の80%（※）（上限額11,000円）に休業日数を乗じた額を支給 ※大企業のシフト労働者等の令和2年4月1日から6月30日までの休業については60%	■新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター 0120-221-276 月～金 8：30～20：00 土日祝 8：30～17：15
	【給付】 新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金	【対象者】 委託を受けて個人で仕事をする方 【支援内容】 新型コロナウイルスの感染拡大防止策として、小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子どもの世話をを行うため、契約した仕事ができなくなっている子育て世帯に支援金を支給します。	■（厚生労働省）学校等休業助成金・支援金受付センター TEL：0120-60-3999 ※午前9時～午後9時（土日祝も対応）

【市民の皆様向け】

区 分	支援制度の名称	対象者及び支援内容	問い合わせ先
給付金・貸付金	<p>【給付】 新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金</p> <p>・国民健康保険</p> <p>・後期高齢者医療</p>	<p>【対象者】 被用者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した者、又は発熱等の症状があり感染が疑われる者</p> <p>【支援内容】 給与の支払いを受けている対象者が、労務に服することができず、給与を受け取ることができなくなった場合に、傷病手当金を支給します。</p> <p>■適用期間 令和2年1月1日から令和3年12月31日まで（期間が延長されました）</p> <p>■支給額 1日あたりの支給額【（直近の継続した3か月間の給与収入の合計額÷就労日数）×2/3】×支給対象となる日数（上限あり）</p> <p>■申請書類 国民健康保険）市のホームページからダウンロード、医療保険課の国民健康保険窓口で手渡し又は郵送 後期高齢者医療）大阪府後期高齢者医療広域連合のホームページからダウンロード、 交野市医療保険課の後期高齢者医療担当窓口</p> <p>■提出先 国民健康保険）交野市医療保険課 後期高齢者医療）大阪府後期高齢者医療広域連合・交野市医療保険課</p> <p>*申請される場合は、交野市医療保険課まで連絡ください。</p>	<p>（国民健康保険） ■交野市 医療保険課 国民健康保険担当 TEL：072-892-0121</p> <p>（後期高齢者医療） ■大阪府後期高齢者医療広域連合 TEL（給付係）06-4790-2031</p> <p>■交野市 医療保険課 後期高齢者医療担当 TEL：072-892-0121</p>
	<p>【貸付】 離職者等退去者への府営住宅の提供</p>	<p>【対象者】 新型コロナウイルス感染症拡大の影響による解雇や雇い止めなどにより、住宅の退去を余儀なくされる方</p> <p>【支援内容】 新型コロナウイルス感染症拡大の影響による解雇などにより、住宅の退去を余儀なくされる方を対象に、当座の住居を確保できるよう、府営住宅を一時的に提供します。</p> <p>■入居期間：6か月以内（最長で1年まで延長可） ■月額使用料：4,000円（保証金・共益費は免除）</p>	<p>■大阪府 住宅まちづくり部 住宅経営室 経営管理課 TEL：06-6210-9749 FAX：06-6210-9750</p>
	<p>【貸付】 大阪府母子・父子・寡婦福祉資金貸付金</p>	<p>【対象者】 ひとり親家庭や寡婦の方</p> <p>【支援内容】 ひとり親家庭（20歳未満の児童を扶養している家庭）及び寡婦の方（配偶者のない女子で、かつて配偶者のない女子として児童を扶養していたことのある方）の経済的自立を図るために必要な資金（児童の進学、親自身の技能習得や転宅など）を貸し付ける制度です。</p>	<p>■交野市 子育て支援課 TEL：072-893-6406</p> <p>■大阪府 福祉部 子ども室家庭支援課 貸付・手当グループ TEL：06-6944-8376</p>
	<p>【貸付】 緊急小口資金（コロナウイルス感染症特例）</p>	<p>【対象者】 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯</p> <p>【支援内容】 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて収入が減収した方を対象に、緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、少額の費用を貸付する制度です。</p> <p>■貸付額：20万円以内（特別な場合のみ）その他の場合は10万円以内</p>	<p>■交野市社会福祉協議会 TEL：072-895-1185 FAX：072-895-1192</p>
	<p>【貸付】 総合支援資金（コロナウイルス感染症特例）</p>	<p>【対象者】 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯</p> <p>【支援内容】 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて収入減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯に対して、生活再建までの間に必要な生活費用を貸付する制度です。</p> <p>■貸付額：単身世帯：月15万円以内、複数世帯：月20万円以内 ※原則として3ヵ月以内</p>	<p>■交野市社会福祉協議会 TEL：072-895-1185 FAX：072-895-1192</p>
	<p>【給付】 住居確保給付金</p>	<p>【対象者】 離職又は新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少等が原因で住居を喪失、又は住居を喪失する恐れがある方</p> <p>【支援内容】 離職等により経済的に困窮している方を対象とし、一定期間、家賃相当額を自治体から直接家主の方へ支給する制度です。</p> <p>■支給額：単身世帯39,000円、2人世帯47,000円、3～5人世帯51,000円 他</p>	<p>■交野市社会福祉協議会 TEL：072-895-1185 FAX：072-895-1192</p>

【市民の皆様向け】

区 分	支援制度の名称	対象者及び支援内容	問い合わせ先
以下は、終了したもの			
給付金・貸付金	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">★市独自</div> <div style="color: blue; font-size: small;">【給付】 新生児臨時特別給付金</div>	<p>【対象者】 令和2年4月28日から令和3年3月31日までの間に生まれた新生児 ※申請者は対象者の母親</p> <p>【支援内容】 国の「定額給付金」の対象とならない新生児の子育てを支援するため給付金を支給します。 ■給付額 対象の新生児1人につき、10万円</p> <p>【申請締切】 令和3年4月30日まで（当日消印有効）</p> <p>※給付には要件があります。詳細につきましては、ホームページでご確認ください。</p>	<p>■交野市 市民課 TEL：072-892-0121</p>
	<div style="color: blue; font-size: small;">【給付】 特別定額給付金</div>	<p>【対象者】 4月27日(基準日)に、住民基本台帳に記録されているすべての人（外国人登録を含む）</p> <p>【支援内容】 給付対象者1人につき10万円の特別定額給付金を支給しています。 申請書は、5月25日より順次世帯主あてに郵送します。 ※オンライン申請は、5月1日より開始しています。</p> <p>【申請締切】 令和2年8月31日（当日消印有効）</p>	<p>■交野市（代表電話） TEL：072-892-0121</p> <p>※特別定額給付金推進室は、10月末で業務を終了しました。</p>
	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">★市独自</div> <div style="color: blue; font-size: small;">【免除】 水道及び下水道の基本料金の免除</div>	<p>【対象者】 市内在住者及び市内に所在を置く事業所</p> <p>【支援内容】 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う生活支援として、また、「新しい生活様式」の一環である「手洗い」推進のため、水道及び下水道の基本料金を4か月分免除します。※手続きは不要です。 ■免除対象期間 奇数月検針地区：7・9月検針分 偶数月検針地区：8・10月検針分</p>	<p>■水道局 総務課 TEL:072-891-0016</p>
	<div style="color: blue; font-size: small;">【給付】 令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金</div>	<p>【対象者】 令和2年4月分（3月分を含む）の児童手当を受給している方</p> <p>【支援内容】 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取組の一つとして、児童手当を受給する世帯に対して臨時特別の給付金（一時金）を支給します ■給付額 対象児童1人につき、1万円 ※手続きは不要です。</p>	<p>■交野市 子育て支援課 TEL：072-893-6406</p>
	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">★市独自</div> <div style="color: blue; font-size: small;">【給付】 おりひめ子育て支援臨時特別給付金給付事業</div>	<p>【対象者】 「令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金」の受給者</p> <p>【支援内容】 国の制度である「令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金」を交野市から受給する人に対して、給付金を支給します。 ■給付額 対象児童1人につき、1万円 ※手続きは不要です。</p>	<p>■交野市 子育て支援課 TEL：072-893-6406</p>
	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">★市独自</div> 学校教育活性化推進事業（修学旅行増額分補助）	<p>【対象者】 令和2年度において小学6年生及び中学3年生の保護者</p> <p>【支援内容】 市立小中学校の修学旅行の延期等に係る保護者負担を軽減します。 ■給付額 対象児童・生徒1人につき、上限5千円</p>	<p>■交野市 指導課 TEL：072-810-0522</p>

【市民の皆様向け】

区 分	支援制度の名称	対象者及び支援内容	問い合わせ先
給付金・貸付金	<p>【給付】 ひとり親世帯臨時特別給付金</p> <p>ひとり親世帯臨時特別給付金 (基本給付)再支給</p>	<p>■基本給付（児童扶養手当を受給しているひとり親世帯等の方への給付（児童扶養手当法に定める「養育者」の方も対象）） 【対象者】下記の（１）～（３）のいずれかに該当する方 （１）令和２年６月分の児童扶養手当が支給される方 （２）公的年金等を受給しており、令和２年６月分の児童扶養手当の支給が全額停止される方（既に児童扶養手当受給資格者としての認定を受けている方だけでなく、過去に児童扶養手当の申請をしていたとすれば令和２年６月分の児童扶養手当の支給が全額停止又は一部停止されたと推測される方も対象となります） （３）新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方 【支援内容】１世帯５万円、第２子以降１人につき３万円</p> <p>■追加給付（新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少している方への給付） 【対象者】 上記、基本給付対象の（１）または（２）に該当する方のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少した方 【支援内容】１世帯５万円</p> <p>■手続きについて 対象と思われる方には７月末までに案内を送付します。 （１）に該当する方・・・基本給付は申請不要、追加給付は申請必要 （２）（３）に該当する方・・・基本給付、追加給付ともに申請必要 申請受付は、児童扶養手当現況届受付期間（８月３日～３１日）に行います。</p>	<p>■交野市 子育て支援課 TEL：072-893-6406</p>
	<p>募集は終了しました</p> <p>【給付】 学生支援緊急給付金</p>	<p>【対象者】 家庭から自立して、アルバイト収入により学費等を賄っている国公立大学（大学院含む）・短大・高専・専門学校（日本語教育機関を含む）の学生等のうち、新型コロナウイルス感染症による影響でアルバイト収入が減少し、大学等での修学の継続が困難になっている方</p> <p>【支援内容】 新型コロナウイルス感染症拡大による影響で、世帯収入・アルバイト収入の大幅な減少により、学生生活にも経済的な影響が顕著となっている状況の中で、大学等での修学の継続が困難になっている学生等が修学をあきらめることがないように給付金を支給します。 ■給付額 住民税非課税世帯の学生 20万円 上記以外の学生 10万円</p>	<p>■在学する学校 ※申請は各学校において受付します</p>
市税や国民健康保険、介護保険等の支払い・相談について	<p>国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料の減免制度（新型コロナウイルス感染症の影響によるもの）</p> <p>・国民健康保険料</p> <p>・後期高齢者医療保険料</p> <p>・介護保険料</p>	<p>新型コロナウイルス感染症に納税（付）者（ご家族を含む）がり患された場合のほか、新型コロナウイルス感染症の影響により事業等に係る収入に相当の減少があった場合などは、減免制度があります。</p> <p>また、減免制度の対象とならない場合でも、納期限までに納付が困難な方は徴収猶予が受けられる場合があります。</p>	<p><国民健康保険料・後期高齢者医療保険料> ■交野市 医療保険課 TEL：072-892-0121</p> <p><介護保険料> ■交野市 高齢介護課 TEL：072-893-6400</p>
	水道料金及び下水道使用料の支払いに関する相談	新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少したなどの事情で、お支払いを期限までに行うことが困難となっているお客様からお申し出があった場合、支払いに関するご相談に応じます。	<p>■交野市 水道局 TEL：072-891-0016</p>

【市民の皆様向け】

区 分	支援制度の名称	対象者及び支援内容	問い合わせ先
市税や国民健康保険、介護保険等の支払い・相談について	国民年金保険料の免除・納付猶予	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した場合等は、臨時特定措置として保険料の免除や納付猶予ができます。また、学生についても、収入が相当程度まで下がった場合は手続きにより、国民年金保険料学生納付特例申請が可能となります。</p> <p>【対象者】 令和2年2月以降に、①新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し、②所得が相当程度まで下がった方</p> <p>【対象期間】 令和2年2月分以降の保険料が対象となります。</p> <p>■免除・納付猶予</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度 令和2年2月分から6月分まで ・令和2年度 令和2年7月分から令和3年6月分まで ・令和3年度 令和3年7月から令和4年6月分まで <p>■学生納付特例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度 令和2年2月分から3月分まで ・令和2年度 令和2年4月分から令和3年3月分まで ・令和3年度 令和3年4月分から令和4年3月分まで <p>【申請書の提出先】 枚方年金事務所または交野市医療保険課（日本年金機構ホームページから申請書がダウンロードができます。）</p>	<p>■ねんきん加入者ダイヤル TEL：0570-003-004 月～金曜日 午前8時30分～午後7時 第2土曜日 午前9時30分～午後4時</p> <p>■枚方年金事務所 TEL：072-846-5011 ※午前8時30分～午後5時15分（土日祝を除く） 年金相談は、時間延長や週末相談も実施 時間延長:週初日 午後5時15分～午後7時 週末相談*第2土曜 午前9時30分～午後4時</p> <p>■交野市 医療保険課 TEL：072-892-0121</p>
	公共料金の支払	電気・ガスなど公共料金の支払いが困難な方の相談窓口	申請により支払い期限の延長が認められる場合があります。詳細は各契約事業者にご連絡ください。
届出期間の延長	転入・転居届等の届出期間緩和	転入、転居、転出、世帯変更などの届出は、事由が生じた日から14日以内のお手続きが必要ですが、新型コロナウイルス感染拡大防止のために外出を控えておられる場合等の取り扱いとして、当分の間、14日を過ぎたのちでも「正当な理由」があったものとして、通常通りお手続きいただけます。	■交野市 市民課 TEL：072-892-0121
相談窓口① 健康に関すること	新型コロナ受診相談センター（帰国者・接触者相談センター）	疑わしい症状がある場合、かかりつけ医に相談してください。夜間、休日やかかりつけ医がいない方で新型コロナウイルス感染の疑いのある場合、医療機関を紹介します。	■大阪府 新型コロナ受診相談センター TEL：06-7166-9911 050-3531-5598（休日等時間外専用） FAX：06-6944-7579
	府民向け健康相談窓口	新型コロナウイルス感染症の発生に伴う健康相談を受け付けます。	■大阪府 健康医療部 TEL：06-6944-8197 FAX：06-6944-7579 ※午前9時～午後6時（土日祝も対応）
	厚生労働省 電話相談	厚生労働省が開設している新型コロナウイルスに係る電話相談の窓口です。	■厚生労働省 TEL：0120-565653 ※午前9時～午後9時（土日祝も対応）
	新型コロナ対策パーソナルサポート	LINEを通じて、一人ひとりの健康状態に応じた対処方法や、新型コロナウイルスに関する情報の提供を行います。	■大阪府 LINE公式アカウント 「大阪府—新型コロナ対策パーソナルサポート」 を友達登録
相談窓口② 不安やストレスに関すること	こころの健康相談統一ダイヤル	不安やストレスに関するご相談に応じます。また、大阪府ではLINEを使った相談も行っています。公式アカウント名「大阪府こころのほっとライン新型コロナ専用」	■こころの健康相談統一ダイヤル（大阪府） TEL：0570-064-556 午前9時30分～午後5時（土日祝を除く）
	新型コロナウイルス感染症関連 SNS心の相談（厚生労働省）	新型コロナウイルス感染症の影響による心の悩みについて、チャット形式で相談できます。	SNS心の相談ホームページ

【市民の皆様向け】

区分	支援制度の名称	対象者及び支援内容	問い合わせ先
相談窓口② 不安やストレスに関すること	働く人の悩みホットライン	職場、暮らし、家族、将来設計など、働くうえでのさまざまな悩みに専門の相談員が応じます。	■一般社団法人日本産業カウンセラー協会 TEL：03-5772-2183 午後3時～午後8時（日曜日・祝日除く）
	子ども子育て総合相談窓口	妊娠・出産・子育ての身近な相談窓口として、「子ども子育て総合相談窓口」を設置しています。妊娠中の人や子どもとその保護者を対象に、子育てに関する悩みや不安なことについて、保健師・保育士などが無料で相談に応じます。また、相談内容により必要な情報提供や支援機関の紹介を行います。一人で悩まず、気軽にご相談ください。	（保健師・助産師等へのご相談） ■交野市 健康増進課 TEL：072-893-6405 （保育士等へのご相談） ■交野市立地域子育て支援センター TEL：072-810-8270
	助産師による無料電話相談	妊娠・出産・子育てに関して、助産師が無料で電話相談を受け付けています。	■一般社団法人大阪府助産師会 TEL：06-6775-8894 ※午前9時～午後5時（土日祝を除く）
	妊産婦こころの相談センター	妊娠中や産後には『急にイライラする』『なぜか涙が出てしまう』など、こころが不安定になることがあります。専門の相談員がお話を伺い、必要な支援を一緒に考えます。妊産婦のご家族やパートナーからの相談も可能です。当窓口は、大阪府が大阪府妊産婦こころの相談センターに委託して開設しています。	■大阪府 妊産婦こころの相談センター TEL：0725-57-5225 ※月～金曜日 午前10時～午後4時（祝日除く）
相談窓口③ 家庭内の問題に関すること	DV等に関する相談（女性のための相談）	DV、夫婦・家庭内の問題等について、女性相談員がご相談に応じます（事前予約が必要） 【日時】毎月第1水曜日 午後2時～午後5時 定員3名（各50分以内） （第1水曜日が祝日の場合は、日を変えて実施します（令和3年5月・11月は第1金曜日に実施）） ※DV相談に関しては、随時、市職員もご相談に応じます。	■交野市 人権と暮らしの相談課 TEL：072-817-0997
	児童虐待相談	子どもを虐待してしまう、又はしてしまいそうだと感じた時は、ひとりで悩まずに相談してください。また、虐待を発見したとき、虐待かもしれないと思ったときもご連絡ください。	■交野市子育て支援課 TEL：072-810-8310（直通） TEL：072-893-6406 ■大阪府中央子ども家庭センター TEL：072-828-0190 ※午前9時～午後5時45分（土日祝を除く） ■夜間休日虐待通告専用電話 TEL：072-295-8737 ※月曜日～金曜日 午後5時45分～午前9時 土曜・日曜・祝日・年末年始 24時間対応
相談窓口④ 子どもの悩み相談に関すること（子ども対象）	大阪府 子どもの悩み相談フリーダイヤル	子どもからの悩み相談を24時間365日受け付けます。	■大阪府 福祉部 中央子ども家庭センター TEL：0120-7285-25（土日祝含む終日）
相談窓口⑤ 生活全般に関すること	新型コロナウイルスに関する総合電話相談（法律相談）	労働問題、経営問題、貧困問題、家庭問題、消費者問題、学校の問題、差別の問題等、新型コロナウイルスに関する法律問題全般のご相談に応じます。	■大阪弁護士会 TEL：06-6364-2046 ※午前10時～午後4時（土日祝を除く）
	消費生活に関する相談	悪質商法等、契約に関するご相談に消費生活専門相談員が応じます。（予約不要） 【日時】月～金曜日 午前9時30分～午後0時、午後0時45分～午後4時	■交野市 消費生活センター TEL：072-891-5003
	人権相談	■人権相談員による人権なんでも相談 人権に関する全般のご相談を受け付けます。（予約不要） 【日時】月・水・金曜日 午後1時～午後3時	■交野市 人権と暮らしの相談課 TEL：072-817-0997